

告 示

埼玉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第二十五号）があつたので、当該変更の認可を受けた事業計画について次のとおり公告する。

なお、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和六十三年建設省告示第四十二号行田都市計画公園事業九・六・〇一号さき
たま古墳公園

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所の所在地

埼玉県熊谷市赤城町一丁目百四十七番地三号

四 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

五 変更に係る事業施行期間

昭和六十三年一月十一日から令和十一年三月三十一日まで